

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国の年金制度について

中国において優秀な人材を勧誘・確保するため、基本養老保険年金のほか、企業年金や商業養老プランを導入する企業が増えています。今回は、中国の年金制度の概要について解説いたします。

1. 中国の年金制度の概要

日本の年金制度は家にたとえられ、1階が国民年金、2階厚生年金、3階が企業年金という位置づけになっています。中国においても同様に、年金制度は、基本養老保険年金、企業年金、商業養老プランという3つのカテゴリーがあり、「三大支柱」と呼ばれています。下表において概要を解説いたします。

名称	概要
第一の柱： 基本養老保険 年金	<p>都市企業従業員プランと都市及び農村住民プランがあります。</p> <p>a) 都市企業従業員プラン：通常の「四险一金」の養老保険となり、法律に基づいて、すべての従業員が加入することが求められています。雇用者と加入者が掛け金をそれぞれ拠出することとなっています。</p> <p>b) 都市及び農村住民プラン：任意加入であり、農村、無職者及び個人経営者等の住民が加入しています。政府と加入者が掛け金をそれぞれ拠出することとなっています。</p> <p>上記の2つのプランの受領年齢は、男性が60歳、女性が50歳または55歳となっています。</p>
第二の柱： 企業年金	<p>多様な養老制度を構築するため、第一の柱の補充として、2017年に《企業年金弁法》が施行されました。当該プランは任意加入であり、雇用者及び従業員の加入を推進するため、個人所得税の税優遇の対象となっています。</p>
第三の柱： 商業養老プラン	<p>多様な養老制度を構築するため、2018年に《個人所得税繰延型商業養老プラン試行に関する通達》が上海市、福建省（アモイ市を含む）、蘇州工業園区という三つの地域で施行されました。当該プランは任意加入のプライベート年金または個人貯蓄年金であり、税優遇対象となっています。</p>

（出典：www.mohrss.gov.cn）

2. 税優遇制度

第二の柱と第三の柱に関する税優遇制度は、基本的に、将来の受領時点まで個人所得税の納付が繰り延べられる制度となります。

② 企業年金

- イ) 雇用者の拠出分と従業員の拠出分（本人給与課税基数の4%を超えない）に係る個人所得税が繰り延べられます；
- ロ) 運用期間において、加入者に帰属される年金ファンドの運用収益に係る個人所得税が繰り延べられます；
- ハ) 受領する際に、通常の給与と別に、単独で個人所得税を計算・納付します；

③ 商業養老プラン

- イ) 加入者の月次拠出金のうち、月給又は収入の5%又は1,000元/月のいずれの低い金額で税前控除することができます；
- ロ) 運用期間において、加入者に帰属する年金ファンドの運用収益に係る個人所得税が繰り延べられます；
- ハ) 受領する際に、通常の給与と別に、下記の計算式で個人所得税が計算されます；
税額＝収入*（1-25%）*10%

お見逃しなく！

税優遇制度を適用する場合、個人所得税の源泉徴収義務者である雇用者は、月次の個人所得税申告する際に、過少また過大納付しないよう気を受けなければなりません。

個人所得税の計算において、税前控除の有無及び金額の正確性の確認、関連書類の保存等について注意が必要となります。